

平成 2 0 年

第 2 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 0 年 8 月 4 日
神戸市相楽園会館

平成20年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成20年8月4日） 会議録

議事日程

平成20年8月4日午後3時開議

（諸報告）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第6号 平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第6 陳情第8号 後期高齢者医療制度の保険料負担引き下げを求める陳情
- 第7 陳情第9号 「参議院で可決された後期高齢者医療制度廃止法案を衆議院で審議し可決することを求める意見書」を国に提出することを求める陳情
- 第8 陳情第10号 後期高齢者医療制度の十分な周知等を求める陳情
- 第9 陳情第11号 意見書を求める陳情
- 第10 陳情第12号 後期高齢者医療制度の廃止を国に意見を上げていただく陳情
- 第11 発議第3号 後期高齢者医療制度に関する意見書提出の件

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（36名）

1番 梶本日出夫	2番 山名基夫
3番 白井文	4番 東節
5番 河野昌弘	6番 濱田知昭
7番 山中健	8番 石原熙勝
9番 谷口芳紀	10番 奥田清喜
12番 西田正則	13番 豆田正明
14番 來住壽一	15番 小山哲史
16番 藪本吉秀	17番 登幸人
18番 水田賢一	19番 井上嘉之
20番 吉岡正剛	21番 東郷邦昭
22番 酒井隆明	23番 梅谷馨
24番 辻重五郎	26番 井上英俊
27番 富岡篤太郎	28番 白谷敏明
29番 山本廣一	31番 東田耕造
32番 古谷博	33番 清水ひろ子
34番 立垣昇	35番 藤原茂
36番 橋本省三	37番 八幡儀則
38番 山本暁	39番 庵途典章

欠席議員（5名）

11番 樽本庄一	25番 川野四朗
30番 西村悟	40番 藤原久嗣
41番 馬場雅人	

説明のため出席した者

広域連合長 山 田 知

副広域連合長 足 立 理 秋

事務局長 寺 田 裕

総務課長 松 下 紀 男

資格給付課長 植 田 勲

保険料課長 田 原 洋 子

システム課長 久 保 孝

職務のため出席した職員

事務職員 梅 田 秀 乗

事務職員 田 月 幸 一

(午後 3 時開会)

○議長 (濱田知昭) ただいまの出席議員は 36 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 20 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山田広域連合長。

○広域連合長 (山田 知) ただいま、ご紹介をいただきました西宮市長の山田知でございます。

去る 7 月 22 日に神戸市の矢田市長様にかわりまして、広域連合長に就任をさせていただきました。本制度の準備段階から広域連合設立、制度のスタートまでご尽力を賜りました矢田市長様には深く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、広域連合議会の平成 20 年第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

各市町におかれましては、後期高齢者医療制度がスムーズに運営されるよう、日々努力していただいていることに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後とも県下 41 市町の皆様方の連携をより密にいたしまして、制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、後期高齢者医療制度に関する条例の一部を改正する条例案や平成 19 年度の一般会計決算認定等、諸案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほどご説明をさせていただきますので、何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長（濱田知昭） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第1号より第2号に至る報告がありました。

次に、去る6月16日に、山田知議員より6月26日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、ご報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、10番、豊岡市、奥田議員及び37番、太子町、八幡議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、認定第1号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました認定第1号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

2ページをお開きください。

平成19年度一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出予算現額23億2,684万7,000円に対しまして、収入済額22億7,213万6,811円、支出済額19億6,443万8,218円、歳入歳出差引残額は3億769万8,593円でございます。この主な要因は、後にご説明申し上げます歳入の第2款、第1項国庫補助金の予算現額と収入済額との差額と歳出の第2款、第1項の総務管理費の予算現額と支出済額との差額によるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

歳入歳出決算の事項別明細でございますが、歳入の第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、予算現額8億9,474万9,000円に対し、収入済額8億9,474万8,458円、これは各市町からの共通経費負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金は、予算現額14億3,209万6,000円に対し、収入済額13億7,603万7,314円、これはサーバルームの構築及びネットワーク設定、電算処理システムの修正等、広域連合が実施します事業への老人医療費適正化推進補助金として4,526万2,000円、及び平成20年度の被用者保険の被扶養者の保険料に係る臨時特例措置に伴います基金設置のための臨時特例交付金13億3,077万5,314円でございます。

第3款諸収入、第1項預金利子は、予算現額1,000円に対し、収入済額135万1,039円でございます。第2項雑入は収入がございません。

以上、一般会計の歳入決算総額は、予算現額23億2,684万7,000円に対

し、収入済額 22 億 7, 213 万 6, 811 円となっております。これは第 2 款、第 1 項、第 1 目、第 1 節のシステム開発経費に対する老人医療費適正化推進補助金が増額となったこと、及び第 2 節臨時特例交付金が概算で交付されたため、予算現額と比較して減額となったことによるものでございます。

4 ページをご覧ください。

歳出決算でございますが、第 1 款議会費、第 1 項議会費は、予算現額 464 万 2, 000 円に対し、支出済額 38 万 8, 180 円、これは広域連合議会の開催経費でございます。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費は、予算現額 23 億 1, 667 万 5, 000 円に対し、支出済額 19 億 6, 403 万 38 円、不用額 3 億 5, 264 万 4, 962 円でございます。不用額の主なものは、電算システム開発経費をはじめとします諸経費の節減によるものでございます。

第 1 項総務管理費の主な内訳は次のとおりでございます。第 1 1 節需用費は、帳票印刷費、消耗品等でございます。予算現額 6, 386 万 1, 000 円に対し、支出済額 1, 524 万 4, 085 円でございます。第 1 2 節役務費は、ネットワーク回線使用料等でございます。予算現額 6, 650 万円に対し、支出済額 1, 334 万 120 円でございます。第 1 3 節委託料は、電算システム開発経費等でございます。予算現額 3 億 8, 335 万 1, 000 円に対し、支出済額 2 億 7, 055 万 172 円でございます。第 1 4 節使用料及び賃借料は、広域連合事務所賃借料等でございます。支出済額 5, 162 万 3, 998 円でございます。第 1 9 節負担金、補助及び交付金は、各市町から派遣されている事務局職員の給与等負担金等でございます。予算現額 3 億 800 万円に対し、支出済額 2 億 6, 995 万 6, 649 円でございます。第 2 5 節積立金は、歳入でご説明いたしました臨時特例基金設置に伴います積立金でございます。予算現額 14 億 2, 209 万 6, 000 円に対し、支出済額 13 億 3, 077 万 5, 314 円でございます。

第2項選挙費は、予算現額14万5,000円に対し、支出済額2万円でございます。これは選挙管理委員会委員の報酬でございます。第3項監査委員費は、予算現額38万5,000円に対し、支出済額ゼロでございます。

第3款予備費は執行しておりません。

以上、一般会計の歳出決算総額は、予算現額23億2,684万7,000円に対し、支出済額19億6,443万8,218円、不用額3億6,240万8,782円でございます。

決算の概要をご説明申し上げましたが、別添の決算審査意見書のとおり、監査委員の審査意見を十分尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

認定第1号についてご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番、尼崎市、白井議員。

○3番（白井 文） それでは議長の許可をいただきましたので、平成20年第2回定例会、認定第1号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」について質疑させていただきます。

新たにご就任されました山田知広域連合長をはじめ、事務局の皆様方におかれましては、被保険者本位の立場に立った広域的な長寿医療施策を積極的に展開されるようお願い申し上げますとともに、この制度をより良くしていくために、広域連合議会議員一丸となって取り組んでいかなければならないと思っております。

さて、今年4月の後期高齢者医療制度スタート以来、本市におきましても市民や被保険者からさまざまな意見が寄せられております。国においても制度施行直後の混乱

や全国後期高齢者の切実な声への反省からか、今般、保険料軽減対策や年金天引きから普通徴収への拡大策等の見直し措置をとられてはおりますが、なお被保険者やご家族のご不安はすべて解消されたとは言いがたい状況であります。このような状況の中で、住民の方一人ひとりから制度に対する理解に基づくご協力を得るためには、今まで以上に後期高齢者医療制度の状況について、住民に広く速やかに情報提供するとともに、あわせて意見の交換を行っていくことが必要不可欠と考えます。

そこでお尋ねいたします。

認定第1号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」において、平成19年度の決算収支は3億769万円の不用額が上がっております。平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合主要施策報告書記載中、広報啓発経費としては430万6,000円が計上されているところでございます。この経費で、県内29市12町の住民への広報・啓発が予想どおりの成果が上がったと考えておられるのか、まずはお聞きいたします。

ちなみに本市において実施いたしました後期高齢者医療制度に関するリーフレットの全戸配布で155万6,000円の経費がかかっております。全国的にも制度への誤解が多いことなどから、広域連合自体の説明責任がきっちり果たされているのかが問われているところです。もちろん、広報につきましては、各市町もそれぞれの責任で行ってまいりましたが、県内同一の保険料、同一の給付サービスという制度設計のねらいからしますと、第一義的には広域連合の責任は極めて大きいものがあります。

本市におきまして、市役所を訪れて相談された件数は、最も多い日で1日170件、4月は合計1,959件にものぼりました。その他電話での相談件数は、制度開始直前の3月24日には313件を数え、それ以降は把握できる状況にないほどにのぼっているとの報告を受けております。

兵庫県内各市町の窓口や広域連合事務局におかれましても、同様の状況であったと察せられますが、改めて広域連合としてどのような広報手段を選択されたのか、また

実施に当たり工夫した点は何なのかお聞きいたします。

さらには、住民への広報・啓発のあり方や成果についてどのように評価しているのか、反省点はないのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、被保険者の意見の聴取方法並びに被保険者の方や住民の声をどのように取り入れ、そして施策に反映されてきたのか、制度に反映されてきたのかについてお尋ねいたします。

本市においては、来庁される市民への窓口での説明や地域説明会、出前講座及び車座集会等、あらゆる機会を通じて広く市民の皆様や被保険者の方々の意見等をお伺いするだけでなく、制度への理解がより一層深まるよう、また誤解が解消されるように努めてまいりました。しかしながら、市が制度の運営主体でないことから、権限や守備範囲の問題も含め、タイムリーで適切、的確な対応にはおのずと限界を感じざるを得ませんでした。

そのためにもまずは、運営主体である広域連合が住民や制度利用者から直接ご意見をお聞きする仕組みを構築した上、被保険者からいただいたご意見やご提案等をできるところから実践していくことが最も重要ではないかと考えております。

本制度の理解を十分に得るために、今後被保険者のご意見をどのようにお聞きし、いただいた意見をどのように反映し、各市町と連携の上、実践されていくおつもりなのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（濱田知昭） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） ただいま、白井議員の広報等に関するお尋ねにつきまして、お答えをいたします。

広域連合といたしましては、高齢者の方々に制度を十分にご理解していただくことが何よりも重要なことと考えております。そのために、41市町と今後より一層の連携を図りつつ、きめ細やかな広報活動等に努めたいと考えております。

平成19年度中の取り組みの内容につきまして、事務局長から答弁をさせます。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（濱田知昭） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） それでは、私の方からこれまでの状況を含めお答えいたします。

昨年の広域連合発足以来、広報・啓発に関しましても、保険料率の決定、資格・給付、システム開発等、必要な準備作業と並行いたしまして、41市町と協議を重ねて計画を策定してまいりました。このたび、政令改正において、広報・相談について市町の役割が明確化されたところでございますが、広域連合は都道府県単位に医療行政を広域化するための手法でございまして、事実上は41市町の高齢者医療に係る連合体でございます。被保険者の方々の便宜の面からも、市町の後期高齢者医療担当課等のご協力なしに運営していくことができないことは当初より明白でございます。

当広域連合ではこの点、当初より各市町のご理解をいただき、市町の広報紙等も含め、この制度の広報・啓発計画を立ててまいりました。尼崎市におかれましても、広報紙だけでなく、地域説明会や出前講座、車座集会等を通じて、啓発活動に取り組んでいただいたところでございます。

広域連合として作成いたしました媒体は、リーフレットや主として医療機関に協力をお願いいたしましたポスターのほかに、直接被保険者にお届けする媒体として、被保険者証に同封して送らせていただいたミニパンフレットがございしますが、これ以外にも、全国の中でも兵庫県後期高齢者医療広域連合独自の取り組みといたしまして、制度施行前の本年2月に保険料の見込額のお知らせ、または早見表を各市町からお送りいただいております。また、兵庫県にも広報紙やテレビ、ラジオによる広報でご協力いただいたところでございます。

しかしながら、4月の制度施行後、広域連合事務局や各市町の窓口にな数多くのご相談やお問い合わせをいただいたように、高齢者の方々にご理解いただけたかという点で、必ずしも事前の広報が十分ではなかったのではないかと反省しております。数量

的な問題だけでなく、わかりやすい説明をという声も多くいただいております。制度そのものの難解さがあり、お伝えしなければいけないことと、わかりやすさのギャップを何とか工夫して、各市町のご意見もいただきながら、今後とも広報・啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本制度が国による全国一律の制度であることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会においても制度施行後の状況を踏まえ、国に対し周知徹底を図る旨の要望をいたしているところでございます。

なお、歳出決算の不用額は、各市町からお預かりした分賦金であることから、システムをはじめとする諸経費の節減に努めた結果であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、被保険者のご意見の聴取方法につきましては、制度の運営に関して被保険者の方をはじめとする関係者のご意見を伺うため、兵庫県後期高齢者医療制度懇話会を随時開催しております。また、広域連合のコールセンターには、被保険者をはじめ、多くの県民の皆様から様々なご意見をいただいているところです。しかし、何よりも住民の方々に最も身近な窓口である各市町に寄せられたご意見が全体として圧倒的に多いのではないかと考えられます。これまでも、41市町の連絡調整会議を通じてお伺いしてまいりましたが、今後ともぜひ多くのご意見を集約し、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 白井議員。

○3番（白井 文） ご答弁どうもありがとうございました。

先ほど事実上、広域連合は41市町の連合体であるというご発言があったのでございますけれども、もちろん地方自治法上で言えば、一部事務組合という手法もとれたわけでございますが、そういう手法をとらずに、後期高齢者医療制度の運営主体として、広域連合を設ける、そういうことになったわけでございます。これは私が改めて

言うまでもございませんけれども、国の方がそういう選択をしたわけでございます。すなわち、自立的で独立した機能を有する広域連合を設置することによって、広域的かつ一元的に後期高齢者の医療に係る給付と負担のバランスを図ろうとしたものでありまして、これは私が言うまでもないのですけれども、それによって高齢者の生きがいがありますとか、住民福祉の増進の実現を効率的、効果的に進めることがもともと法のねらいでもあるというわけでございます。

そういった点からいたしましても、一部事務組合にはない広域連合長の選挙規定ですとか、広域連合議会議員の各市町議会での選挙についての規定なども認められているわけでございますので、より一層、広域連合議会、広域連合としての位置付けをしっかりと持っていただきまして、ちょっと生意気な言い方でございますけれども、被保険者のみならず、すべての後期高齢者医療制度関係者のために職務に当たっていただきたいと強く願っております。

そしてもちろん、お答えにございましたように、各市町との連携も今後ともしっかりとさせていただきたいと思っておりますが、それにも増して、常日頃から被保険者一人ひとりの意見が届くような、そういう事務局体制にもあわせてお願いしたいと思っておりますので、お願いで私の質問とさせていただきますけれども、どうぞ本当に少しでもいい制度にしていくために、皆さんの力、私ども議員もでございますけれども、力を合わせていかなければならないと思っております。今後ともご苦勞をおかけいたしますけれども、どうぞご努力の方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（濱田知昭） 質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もございませんので、これよりお諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、日程第4、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第5、議案第6号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び日程第6、陳情第8号から日程第10、陳情第12号までの7議案を一括議題といたします。

提案理由及び陳情に対する執行機関の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第6号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び陳情第8号から陳情第12号までにつきまして、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の9ページをお開きください。

本件は、平成20年度における後期高齢者医療保険料の経過的な軽減措置を設けるに当たり、条例の改正を行おうとするものでございます。このたび、政府・与党において、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が決定されました。このうち、平成20年度における保険料の軽減対策としては、7割軽減世帯に属する被保険者について、一律8.5割の軽減措置とするとともに、所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、一律50%軽減するということといたしております。なお、保険料軽減対策に係る財源につきましては、特別調整交付金により国が全額措置することになっております。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

附則第6条は、文言等の整備を行うものでございます。

附則第9条は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額を、当該被保険者について算定した所得割額から2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とするものでございます。

附則第10条は、7割軽減世帯に属する被保険者の均等割額を7割軽減後の均等割額に6分の1を乗じ、100円未満を切り捨てて得た額に3を乗じて得た額とするものでございます。

12ページに移りまして、附則第11条は、7割軽減世帯に属する被保険者のうち、保険料を特別徴収される被保険者に対する保険料の賦課額から支払回数割保険料額に3を乗じて得た額を減じて得た額が500円未満の場合はこれを免除しようとするものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました。

次に、議案第6号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の13ページをお開きください。

本件は、議案第5号でご説明申し上げました、平成20年度における後期高齢者医療保険料の経過的な軽減措置を設けるに当たり、特別会計歳入予算の補正を行おうとするものでございます。

16ページをお開きください。

第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料等負担金17億3,163万7,000円の減額は、保険料の軽減対策に伴う市町負担金の減でございます。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金17億3,163万7,000円の増額は、保険料の軽減対策に伴って特別調整交付金を増額するもので、先ほどご説明いたしました市町負担金の減と同額でございます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げました。

次に、陳情第8号から第12号までについてご説明申し上げます。

陳情第8号「後期高齢者医療制度の保険料負担引き下げを求める陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、国に国庫負担の増額を求める意見書を提出すること、及び保険料を引き下げるために独自の減免制度を創設することを求めるものでございます。

意見書につきましては、既に今年2月18日、広域連合議会から国に対し、被保険者に過大な負担増となることなく、将来にわたって高齢者が安心して適切な医療サービスを受けられるよう配慮するとともに、制度の安定的な運営のため、広域連合に対して十分な財政措置が講じられるよう強く要望する旨の意見書を提出いただいております。

保険料につきましては、低所得者を対象に保険料均等割額の7割、5割、2割の軽減を行う制度が設けられ、一定の配慮がされているところです。さらに平成20年度の臨時特例措置として被用者保険の被扶養者の保険料につきましては、平成20年4月から9月までは保険料の徴収を凍結し、10月から平成21年3月までは9割軽減することとしておりますほか、7割軽減世帯に属する被保険者について、均等割を一律8.5割軽減するとともに、所得割を負担する方のうち基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、所得割を一律50%軽減することとしており、これらの措置に必要な財源は国の特別調整交付金によって措置されることとなっております。

なお、これらに加えて、広域連合独自の保険料の減免として、後期高齢者医療に関する条例第20条により、災害、被保険者の属する世帯の収入が著しく減少したときのほか、世帯の収入が一定の基準以下になったとき、及び収監されたときについて規定しております。

次に、陳情第9号「参議院で可決された後期高齢者医療制度廃止法案を衆議院で審議し可決することを求める意見書」を国に提出することを求める陳情」について、ご説明申し上げます。

本件は、参議院で可決された後期高齢者医療制度廃止法案を衆議院で直ちに審議し、

可決することを求める意見書を国に提出することを求めるものでございます。

後期高齢者医療制度は、平成18年6月に成立いたしました健康保険法等の一部を改正する法律により、本年4月から実施されております。実施に際して、高齢者医療の円滑な運営のために、国においては、被用者保険の被扶養者の保険料につきまして、平成20年4月から9月までは保険料の徴収を凍結し、10月から平成21年3月までは9割軽減することとしておりますが、このたび7割軽減世帯に属する被保険者について、均等割を一律8.5割軽減するとともに、所得割を負担する方のうち基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、所得割を一律50%軽減することとしており、あわせて普通徴収の対象者を拡大することが決定されております。

これらの措置を受け、広域連合においては、県内市町と連携の上、制度の円滑な運営に取り組んでいるところでございます。

次に、陳情第10号「後期高齢者医療制度の十分な周知等を求める陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、新制度の対象となるすべての障害者に対して、障害特性に応じた方法で新制度を周知することを求めるものでございます。

後期高齢者医療制度の周知につきましては、昨年6月から順次、各市町の広報紙に制度の概要や保険料率等について掲載するとともに、ポスターの掲示やすべての被保険者の方に被保険者証とともにミニパンフレットを送付することなどによって、新しい制度の周知に努めてまいりました。また、国においても、視覚障害者向けの音声広報CDや点字広報誌において広報を実施したところです。これまでの老人保健制度で障害認定を受けていた65歳から74歳までの方々に対しては、各市町から後期高齢者医療への移行について個別のお知らせを行い、新しい制度の周知を行ってまいりました。制度施行後に、障害認定の申請をされた方に対しても、新しい制度への加入、脱退等に関するお問い合わせの対応等、適宜行っているところでございます。

次に、陳情第11号「意見書を求める陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、保険料引き下げに必要な財政支援を国に求める意見書を提出することを求めるものでございます。陳情第8号でご説明したとおりでございます。

次に、陳情第12号「後期高齢者医療制度の廃止を国に意見を上げていただく陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、後期高齢者医療を廃止して、元の老健法に戻すよう政府に意見を上げることを求めるものでございます。陳情第9号でご説明したとおりでございます。

以上、議案第5号、議案第6号及び陳情第8号から第12号までについてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由及び陳情に対する執行機関の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

まず、議案第5号及び議案第6号についてお諮りいたします。

議案第5号及び議案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第8号から第12号までについて、順次お諮りをいたします。

陳情第8号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（濱田知昭） 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（濱田知昭） 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者少数)

○議長(濱田知昭) 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第11号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(濱田知昭) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(濱田知昭) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第11、発議第3号「後期高齢者医療制度に関する意見書提出の件」を議題といたします。

これより、提出者を代表いたしまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

定例会議員提出議案の2ページをお開きください。

本意見書は、後期高齢者医療制度の実施状況を十分検証され、被保険者に過大な負担増となることなく、将来にわたって高齢者が安心して適切な医療を受けることができるよう、国の責任において、財源措置を含めた必要な見直しを行われることを、国に対して要望しようとするものであります。

以上、発議第3号についてご説明申し上げます。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

発議第3号を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました発議第3号議案の取り扱いは、議長にご一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

以上で本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、議事進行にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがございます。

山田広域連合長。

○広域連合長(山田 知) 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いずれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

今後とも後期高齢者医療制度の運営に鋭意取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単でございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(濱田知昭) ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成20年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時40分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 濱 田 知 昭

署名議員 奥 田 清 喜

署名議員 八 幡 儀 則